
 特 集

『第5回全国家庭動向調査（2013年）』の個票データを利用した実証的研究（その3）

全国家庭動向調査を用いた年金制度改革案の検討

山本 克也

本稿では、70~74年生まれ（65歳になる2035年から年金を受給）、75~79年生まれ（65歳になる2040年から年金を受給）、80~84年生まれ（65歳になる2045年から年金を受給）の年金受給額を試算し、家計の収支（基礎的消費をまかなえるか）を見た。2040年以降に年金を受給する夫婦世帯は特養サービスを受ける場合にかなりの程度の資産の取り崩しが必要である。一方、住居の確保は必要であるが、複合型サービスを利用するのであれば、安定した老後は送れそうである。複合型サービスを受けた場合の家計の余裕は2040年以降の第3号被保険者で小さいことが分かった。基礎年金部分の代替率の低下の影響は大きいものと考えられる。2004年改正で年金制度での年金受給額を増額改定することは不可能になっているので、低年金者の場合の別の手段を考える必要がある。

I. はじめに

第二次ベビーブーマー¹⁾が年金受給を開始する2035年頃が、年金制度にとっては次の山場になる。2035年という年は、団塊世代が後期高齢者になりはじめてからちょうど10年目の年である。また、この2025年から2035年の期間は労働力の減少という大問題を抱えて過ぎざるを得ず、同時に医療費・介護費が最もかかると思われる時期でもある。このような“たいへん”時期を経て、次の人口の塊である団塊ジュニアが年金を受給し始めるというのが2035という年である。一般には1971年から1974年までが第二次ベビーブーマーとして認知されているが、それは、この期間の出生数が200万人を超えていたことによる。実態としては1970年でも193万人余りの出生数があり、丙午の1966年を除けば、1965年~76年の毎年の出生数は180万人を超えていた。

2014年に出された厚生労働省（厚労省）の財政検証によれば、2035年の基礎年金の代替率は29.3%、報酬比例部分の代替率は24.5%の併せて53.8%となっている（人口の仮定：出生中位・死亡中位、経済の仮定：ケースEで経済変動なしの場合）。この53.8%の代替率が当てはまるのは、厚労省のモデル夫婦世帯であり、実際には多様な夫婦世帯、多様な

1) 一般には1971年から1974年までが第二次ベビーブーマー¹⁾として認知されているが、それは、この期間の出生数が200万人を超えていたことによる。実態としては1970年でも193万人余りの出生数があり、丙午の1966年を除けば、1965年~76年の毎年の出生数は180万人を超えていた。

世帯があり得る。例えば、共働きの夫婦世帯、片働きの夫婦世帯もある。また、単身者や非正規雇用で生涯の多くの時間を過ごす者もいる。もちろん、多様故に混乱を招く可能性もあるので、厚労省の財政検証は少数のモデル世帯を構築し、これを示すという作業をしていると考えられる（財政検証では経済的仮定のバリエーションの方を重視しているものとも思われる）。

本稿においては、国立社会保障人口問題研究所（社人研）が実施した第5回全国家庭動向調査の個票データを使用し、将来の多様な世帯の家計の実態把握を試み、次いで、その実態に合わせた年金制度改革案を考察する。方法は単純であり、各世帯の年金受給額を試算し、ついで基礎的消費額の試算値との収支計算を実施し、マイナスの値を取るなら赤字、プラスなら黒字という評価を実施する。当然、加齢とともに生じる医療・介護需要に対応した家計の構造も見ていくことにする。

II. 先行する研究

伊藤（2011）では厚生労働省の「国民生活基礎調査」、総務省統計局の「全国消費実態調査」、「家計調査」を用い、伊藤（1990）によって示された、いわば“古典的”な収支項目分類を用いて「要介護認定者のいる世帯」の家計構造を分析している。こうした“古典的”な家計構造分析を一步進めた試算としては、最近では、まず、是枝（2012）が消費税率引上げを含む最新の税・社会保障の改正の効果を、現在時点（2011年）と2016年時点で比較する試算を実施した。「75歳以上夫婦世帯」、「75歳以上単身女性世帯」等の5種類の世帯を想定し、平均的な収入等を仮定して分析で、高齢世帯に限ると、物価スライド特例水準の減少と介護保険料の増加が、消費税率引上げに次ぐ可処分所得減少の要因であるとしている。

山本（2014）では、各種公的データを利用して世帯主（配偶者の年齢も同じと仮定）の年齢が65～69歳、70～74歳、75歳以上で、現役時代に被用者年金制度に加入歴のある夫婦世帯、単身の男・女世帯と遺族世帯の家計を再現し、年金額と雇用者所得の動態（要介護により離職する）に着目して2025年までの高齢者家計の試算を試みている。試算に際して、1) 基本ケース、2) 単純に離職した場合、3) 要介護者が出現し離職した場合・離職しなかった場合の消費支出への影響を試算し、要介護者が出現し、かつ、離職した場合の消費支出への影響が最も大きいことを見いだしている。また、夫婦共に要介護状態になった場合、消費支出を約半減させる必要がある可能性を示している。また、単身世帯の分析も実施しており、単身・女性・高齢者の貧困は伝えられていたが、男性の単身高齢者も各ケースで単身女性と同程度に貧困に陥る可能性が示されている（単身と言っても、遺族：夫に先立たれた妻の場合は、遺族年金が非課税なので、各ケースでそれほど大きな影響を受けない）。

また、非正規雇用者を明示した分析には山本（2016a）がある。これは、現行の社会保障制度の下で、非正規雇用者の老後生計費を試算している。試算の結果、平均的な基礎年

金を受け取ることができれば、概ね年金受給額で基礎的消費支出は賄うことができることが分かった。ただし、免除や未納は禁物で、試算によれば、少なくとも400ヶ月以上の国民年金の加入が必要であることがわかった。山本（2016b）では、団塊ジュニアを対象に、夫婦世帯、単身世帯に分け、65歳から余命までの期間の累積収支額（年金給付マイナス基礎的消費）を試算している。そして、夫婦とも正規雇用者であれば、年金受給額で介護費用を賄うことが出来る（妻が3号の場合、特養利用に赤字が出る場合があるが、介護サービスの利用には他の組み合わせも可能なので、収支の黒字化は十分可能）ことを示している。一方、非正規雇用者の方は、施設介護の利用は難しいことが示された。満額の国民年金で、かつ、従来型の相部屋を利用しても、例えば特別養護老人ホームを利用した場合の収支は大きな赤字になることがわかっている。

Ⅲ. プロジェクションによる現状把握

2035年以降の年金の動態は財政検証のモデル年金を見るしかないが、上述したように、これにはモデル世帯しか示されていない（多様な世帯の家計を見るためには、現状を投影する仮定をおいて世帯を作る必要がある）。そこで、本稿における試算対象は第二次ベビーブーマー以降の夫婦世帯（夫婦は同年齢、遺族年金は夫が85歳で死亡後発生するものとした）とする。すなわち、70～74年生まれ（65歳になる2035年から年金を受給）、75～79年生まれ（65歳になる2040年から年金を受給）、80～84年生まれ（65歳になる2045年から年金を受給）の第2号被保険者同士の夫婦世帯と第3号被保険者の夫婦世帯を考えることにする。

まず、第2号被保険者同士の夫婦世帯の場合、賃金水準、すなわち年金額の水準を決定する学歴²⁾の組合せとしては、下方婚は無いもの仮定した。下方婚は無いという仮定をおいても、第2号被保険者の夫婦世帯だけでも10通りの世帯が出来てしまいハンドリング悪い。そこで、夫の学歴を軸に世帯を構成することにした。例えば、夫が大学・大学院卒の場合、妻の学歴は、中学校卒、高等学校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒の可能性がある。この場合は、妻（妻候補といった方が実態を表している）の各学歴の賃金の加重平均値を求め、年金給付額の計算に使用している（夫が高専・短大卒の場合は、妻候補の中学校卒、高等学校卒、高専・短大卒の賃金の加重平均値を作成する³⁾）。第3号被保険者の場合も、夫の学歴を軸に世帯を構成した（中学校卒、高等学校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒の4パターン）。

2) 学歴は賃金構造基本統計調査に従って、中学校卒、高等学校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒の4区分としている。

3) もちろん、すべての女性が婚姻する訳ではなく、より、正確には婚姻している女性の賃金を使用すべきであることは承知している。

1. 世帯の年金受給額の試算方法

試算年金受給額の試算方法は、

- A) 試算期間は2035年（1970～74年生まれが年金を受給）、2040年（1975年生まれが年金を受給）、2045年（1980年生まれが年金を受給）の3種類で、男女の余命（平成27年の完全生命表）を考慮して、25年間を見る（男性は85歳、女性は90歳で死亡するものとする）。ただし、1970～74年生まれは2015年に41～45歳、1975～79年生まれは2015年に36～40歳、1980～84年生まれは2015年に31～35歳であることに注意する（それぞれの試算開始の前年までは被保険者期間、あるいはカラ期間の扱いになる）。
- B) 厚労省の「賃金構造基本統計調査」（1985～2015）から、分析コーホートの性別・企業規模計・学歴別・年齢階級別の賃金・賞与を2015年までは実績値として入力し、2016年以降の賃金・賞与に関しては、2014年の財政検証の経済的仮定Eを用いて実績値を伸ばす（1970年生まれの者は実績値が45歳、1975年生まれの者は40歳までしか無いので、50歳以降の賃金プロファイルの低下傾向に関しては過去のトレンドを利用）。
- C) 報酬の再評価をした上で平均標準報酬を求め、分析コーホートの生まれ年に合わせた給付乗率を用いて年金算出式に平均標準報酬の値を代入し、裁定される年金額を算出する。男性受給権者の老齢厚生年金の平均加入月数は434ヶ月、女性受給権者の老齢厚生年金の平均加入月数は374ヶ月とする（厚労省 平成26年国民年金・厚生年金事業年報）。なお、年金額の算出式の詳細は、日本年金機構のページ⁴⁾を参照のこと。
- D) その後の年金額の改定（物価スライド）は、2014年の財政検証の経済的仮定EとHを用いる。なお、マクロ経済スライド⁵⁾の調整は、基本推計では報酬比例部分に対して2019年まで、定額部分に対しては2043年までである。
- E) A) で間接的に述べているが、夫は85歳で死亡し、妻は90歳で死亡するものとする。夫の死後、妻は夫の遺族厚生年金と自らの基礎年金を受け取るものとする（本稿の様に平均的に見た場合、2号被保険者の妻も自らの報酬比例部分を放棄して夫の報酬比例部分の75%を受け取った方が遺族年金の金額が高くなる）。単身世帯についても、男性は85歳、女性は90歳で死亡するものとする。

とした。正規雇用者の新規裁定時の年金額は表1に示した。当然ながら、2014年財政検証の年金支給額の動きと同一になっている。

4) <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/jukyu-yoken/index.html>

5) 例えば <http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/finance/popup1.html> を参照。

表1 夫の学歴別、新規裁定時の世帯の試算年金受給額

世帯	夫の学歴	1970	1975	1980
2号	中学校卒	228,338	217,476	209,994
	高等学校卒	234,305	223,443	219,099
	高専・短大卒	236,184	225,322	220,977
	大学・大学院卒	251,352	240,491	236,146
3号	中学校卒	190,827	179,966	172,484
	高等学校卒	194,507	183,645	179,301
	高専・短大卒	195,623	184,762	180,417
	大学・大学院卒	207,079	196,217	191,872

出所) 筆者計算

2. 家計における介護費と医療費

厚生労働省「介護給付費実態調査月報 平成28年3月」の性別・年齢階級別・要介護度別受給者数を、総務省「人口推計-平成28年3月-」の性別・年齢階級別の人口で除すれば、簡易な要介護発生率を算出できる（既に要介護状態にある者も含むので純粋な要介護発生率ではないことには注意を要する）。この割合は75-79歳以下では男性で8.8%、女性で11.5%であるので、要介護のリスクは低い。しかし、80歳以上になると女性の数値は顕著に大きくなる（男性の場合、80-84歳でも17.3%である）。特に、女性は85歳以上になると半数程度が要介護状態になる。さらに、実際、介護費用を見積もるのには介護の遷移を考慮に入れる必要がある。要介護状態は時間に対して一様ではなく、変化するのが常態である。介護給付費実態調査の概況（平成27年5月審査分～平成28年4月審査分）を見ると、2015年と2016年の一年間で要介護度が維持されるのはおよそ7割であるが、悪化も2割程度（要支援1だと30%）ある（表2）。こうした、要介護認定を受けた後の要介護状態は複雑な経路をたどる可能性があるが、要介護5といった程度になると、基本的に状態は変わらないということになる。

表2 要介護度別の遷移

		2016年4月						悪化	改善	
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4			要介護5
2015年4月	要支援1	67.9	19.9	9.1	2.1	0.6	0.3	0.1	32.1	—
	要支援2	11.2	67.5	13.5	5.7	1.3	0.7	0.2	21.4	11.2
	要介護1	1.3	3.9	69.0	18.1	5.3	2.0	0.5	25.9	5.2
	要介護2	0.4	1.6	8.6	69.0	14.3	4.8	1.3	20.4	10.6
	要介護3	0.2	0.6	2.6	8.4	68.6	15.0	4.6	19.6	11.8
	要介護4	0.1	0.4	1.4	3.3	8.0	73.0	13.8	13.8	13.2
	要介護5	0.0	0.1	0.4	0.9	1.8	7.6	89.1	—	10.8

出所) 厚生労働省「介護給付費実態調査の概況（平成27年5月審査分～平成28年4月審査分）」

また、やや古いデータではあるが、施設に入所した場合の期間・行方を見ると以下のようになっている。例えば特養に入所した場合、4年強の入所後に63.7%が死亡して退所になる。また、老健施設ではおよそ1年の入所後、半分が医療機関に移り（おそらく、医療

機関を待機場所として特養を探している可能性が高い)、家庭に戻れるのは23.8%である。そして、介護療養に入所した場合は、3分の1が1年強で死亡、3分の1が他の医療機関に移り、家庭に戻れるのは12.1%である。本来は、以上のことを試算では考慮する必要がある(平成22年 介護サービス施設・事業所調査結果の概況)。

もちろん、介護に至るまでの経路の考察も必要である。脳血管疾患に罹患して要介護状態になるというのは分かりやすいが、廃用症候群から活動性が低下し、要介護状態にいたるといふ経路も多くなっている。脳血管疾患の場合は、医師に掛からないで血圧降下剤の服用等をせず、結果として医療費はあまり掛けなかったが、いきなり要介護生活になるということもありうる(本人の身体管理がなされていない)。この場合、要介護状態に至るまでの医療費を考えなくてよいことになる。しかし、廃用症候群の場合は複雑であり、要介護に至るまでの医療費を計算することは難しい。

また、医療費に関しては介護のように費用が定型化されていないことが試算を難しくする。医療費に関しては性別・年齢階級別・1人当たり医療費を就労している(健康である)年金受給者に当てはめても、その数値は不健康な者も含めた平均値なので、過大になることには注意が必要である。例えば、全消(勤労者世帯)の2014年の単身男性60~69歳では、保健医療サービスの支出が月3,357円(男女差もなく、年齢による差もほとんどない)であるが、国民医療費の2014年の同年齢階級の自己負担額の値は4倍強の月14,860円である。全消の支出額から推察するに、医療の自己負担分は年に3~4万円程度(夫婦世帯の場合なら8万円程度)となる(就労しているという点で要介護状態にはないので、介護の自己負担はないものと考えられる)。しかし、正確さは著しく欠くので、今回の試算では医療費は考慮しない。

3. 家計の収支計算方法

以上のように、家計の収支計算である。総務省の「全国消費実態調査」2014年版の第123表“公的年金・恩給受給額階級・企業年金・個人年金受給額階級別1世帯当たり1か月間の支出”から、

$$\text{基礎的消費支出} = \text{食費} + \text{光熱・水道} + \text{保健医療(介護費含む)}$$

を試算年金受給額毎に抜き出し、分析コーホートの65歳から死亡するまでの収支の累積を計算する。この表123は二人以上世帯のデータなので、基礎的消費の値は、やや過大に出ることになる。また、基礎消費の金額も、今回の試算のように25年間をいう期間の間には変化する可能性が大きい。もちろん、要介護状態になる前となった後では、基礎的消費の金額は異なるはずであるが(個人差が大きいものと思われる)、今回の試算では同一であると仮定している。

収支計算は、1) 介護サービスを受給することなく人生を全う出来た場合と介護サービスを受給した場合を考え、介護サービスを受給する場合には2) 複合型サービス(看護小

規模多機能型居宅介護)を要介護度5で利用する場合、3) 特別養護老人ホーム(以下、特養)に要介護度5で入居する場合を考える。実際には多様な介護サービスがあり、利用者の状態も様々であるが費用がかかる場合を重視した。介護サービスを受給しない場合でも、夫婦世帯の場合、85歳で夫は死亡するので遺族年金の発生とともに基礎的消費額は変化する。すなわち、世帯人員数が2から1になるので、等価定理を利用し、夫婦世帯の基礎的消費の値を世帯人員数2の平方根で除した値を、夫が死亡した後の基礎的消費とする。

介護に関する費用は、複合型サービスの場合、利用者の自己負担は収入に応じて、12,341円～31,141円と計算できる。ただし、特養サービスの場合はやや複雑である。特養の平均的な待ち時間(その間は複合型サービスを利用)と特養の平均的な利用期間は約4年弱⁶⁾であることを考慮に入れて、特養利用の場合は2年ほど複合型サービスを利用して、その後3年ほど特養サービスを利用して死亡するという仮定を置く。その場合、最初の2年間の複合型サービスの利用者自己負担は12,341円～31,141円で、死亡するまでの3年の特養(従来型の多床室で相部屋)利用では97,660円～101,620円、ユニット型個室の場合で134,860円～138,820円の費用が毎月掛かることになる(妻が特養に利用する場合や、単身世帯が特養を利用する場合、自家での消費は無くなるものとする)。ここで、重要なのは高額介護サービス費の制度である。本稿の正規雇用者(2号同士の夫婦世帯)の場合、夫も妻も住民税の課税対象とはなるが、現役並み所得とはならないので37,200円が介護費用負担の上限となる。また、正規雇用者(妻3号の夫婦世帯)の場合も、同様に37,200円が世帯の介護費の上限となる(表3)。

表3 高額介護サービス費を考慮に入れない場合・入れた場合の月の介護費用

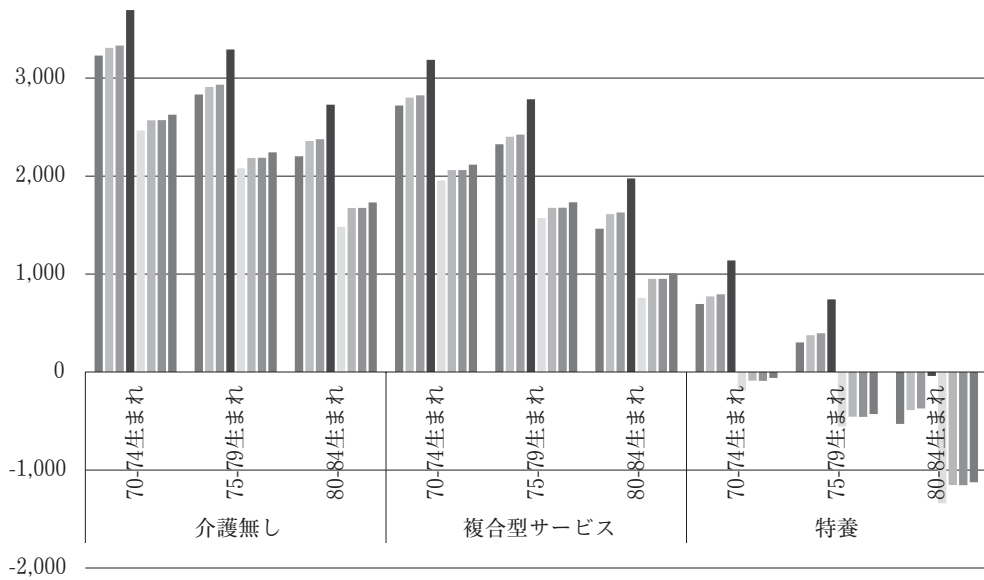
	複合型サービス	特別養護老人ホーム	
		多床室(相部屋)	ユニット型個室
要介護1	¥11,119	—	—
要介護2	¥15,558	—	—
要介護3	¥21,871	¥97,660	¥134,860
要介護4	¥24,805	¥99,670	¥136,840
要介護5	¥28,058	¥101,620	¥138,820
うち居住費単価	—	¥1,150	¥1,970
うち食費単価	—	¥1,380	¥1,380
うち日常生活費	—	¥10,000	¥10,000

出所)厚生労働省「月々の負担の上限(高額介護サービス費の基準)が変わります」<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/kougakukaigo.pdf>
 (最終確認 2016.08.31)、「食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります」<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/hosokukyufu.pdf> (最終確認 2016.08.31)、厚生労働省「看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)について」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091038.html> (最終確認 2016.08.31)、国税庁「No.1600 公的年金等の課税関係」<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1600.htm> (最終確認 2017.03.15) より筆者作成

6) 平成25年9月18日 社会保障審議会介護保険部会(第48回)資料2 p.11

試算年金受給額（表1）と介護費用（表2）から試算した、介護サービス受給の有無・介護サービス内容別家計収支を図1に示した（下軸一番左の介護無し）。介護サービスを利用しない場合だと、70年～84年のいずれの生まれ年でも収支は黒字となる。また、夫の学歴が高くなればなるほど、黒字は大きくなる。新規裁定時に設定された基礎的消費（マクロ経済スライドの影響下にあるが）だけならば、年金受給額だけで十分に賄うことができている。

図1 介護サービス受給の有無・介護サービス内容別家計収支（万円）



■ 夫婦世帯1 ■ 夫婦世帯2 ■ 夫婦世帯3 ■ 夫婦世帯4 ■ 夫婦世帯5 ■ 夫婦世帯6 ■ 夫婦世帯7 ■ 夫婦世帯8

注）特養はユニット型，夫婦世帯1（夫：中学校卒，妻：2号），夫婦世帯2（夫：高等学校卒，妻：2号），夫婦世帯3（夫：高専・短大卒，妻：2号），夫婦世帯4（夫：大学・大学院卒，妻：2号），夫婦世帯5（夫：中学校卒，妻：3号），夫婦世帯6（夫：高等学校卒，妻：3号），夫婦世帯7（夫：高専・短大卒，妻：3号），夫婦世帯8（夫：大学・大学院卒，妻：3号）

一方、介護サービスを受給し、基礎的消費が膨らんだ場合には変化が起こる。まず、複合型サービスを利用した場合であるが、介護無しの場合と比較すると縮小するものの、すべての夫婦世帯、すべての生まれ年で黒字を維持することができる（夫の学歴が高ければ高いほど、黒字が大きいのは介護無しの場合と同じである）。問題は特養を利用する場合で、事態はもう少し複雑になる。まず、70～74年生まれと75～79年生まれの場合には第2号被保険者同士の夫婦世帯の収支は黒字になるが、80～84年生まれの第2号被保険者同士の夫婦世帯の収支は赤字になってしまう。また、第3号被保険者の夫婦世帯の場合、全部について赤字になってしまう。財政検証によると、2035年～2045年の新規裁定時に報酬比例部分の代替率は25.1%と変わらないが、基礎年金の代替率は29.8%→27.2%→26.0%と

のように低下している。第3号被保険者の夫婦世帯の年金受給の様子は、

報酬比例年金（夫分） + 基礎年金（夫分） + 基礎年金（妻分）

なので、基礎年金の代替率の影響を大きく受ける（今回のプロジェクションでも、この変化を踏襲しているため、基礎年金分の低下は大きい）。そして、2045年になると、基礎年金部分の代替率の低下の影響が第2号被保険者同士の夫婦世帯にまで影響するというものになったものと考えられる。

4. 世帯数の把握

以上、想定される世帯の平均的な年金受給額や収支を見てきたが、次にその想定される世帯の数を試算してみよう。まず、第1号被保険者、第2号被保険者の人数であるが、これは厚生労働省の『厚生年金保険・国民年金事業年報（事業年報）⁷⁾』から得ることができる。事業年報には、男女別・年齢5歳階級別の第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の人数が掲載されている。上述した第3号被保険者の夫婦世帯の数は、事業年報の女性の第3号被保険者の数と一致するので簡便である（今回、男性の第3号被保険者世帯は捨象してある）。

一方、第2号被保険者同士の夫婦世帯の数であるが、これは国勢調査（2015年）の女性の5歳階級別・年齢別婚姻率を事業年報の女性の第2号被保険者数に乗ずることで算出した。女性の第2号被保険者で結婚しているものを数えれば、第2号被保険者同士の夫婦世帯の数が分かるという理屈である（もちろん、第2号被保険者世帯も第3号被保険者世帯もさらなる結婚、や離婚等でその数は変動することは承知している）。

最後に第2号被保険者の世帯数、第3号被保険者の世帯数を学歴別に按分する方法であるが、ここで2013年に実施された第5回全国家庭動向調査を利用する。家庭動向調査は有配偶女性（婚姻を継続中、離婚、死別）を軸に構成されている。すなわち、妻が常勤雇用者の場合、常勤雇用者の夫の学歴も分かるし、また、妻がパート・アルバイトや嘱託・派遣社員（すべてが非正規雇用とは限らないことに注意が必要である）の場合の夫の学歴も分かる。これを、計算開始の2015年に年齢を調整して再集計した。（厳密には、死亡を考慮に入れる必要があるが、比較的若い階層なので無視している）。さらに、社人研の『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』（2013（平成25）年1月推計）の2035年の夫婦世帯のみ世帯の割合がその後も続くとして仮定して、夫婦のみの世帯数を算出している。

結果は表4に示している。第2号被保険者同士の夫婦世帯は夫の学歴が70～74年生まれよりも75～79年生まれの方が高くなり、また、75～79年生まれよりも80～84年生まれの方が高くなるという傾向を持つ。第3号被保険者の夫婦世帯は夫の学歴として高等学校卒が多いという傾向がある。

7) 残念ながら最新版は2014年なので、2015年基準の本推計とは1年分ずれる（5歳階級なので、算出される比率は、やや過小の値になる）。

表4 生まれ年別・被保険者種類別・夫の学歴別・推計世帯数

(単位：千世帯)

			2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065	2070	
第2号被保険者	70-74生まれ	中学校卒	4	4	4	4	3	2			
		高等学校卒	94	92	88	81	68	46			
		高専・短大卒	57	56	53	49	41	28			
		大学・大学院卒	14	14	14	13	13	12			
	75-79生まれ	中学校卒		19	18	17	16	13	9		
		高等学校卒		164	160	153	141	118	80		
		高専・短大卒		56	55	52	48	40	27		
		大学・大学院卒		97	95	90	83	70	47		
	80-84生まれ	中学校卒			6	6	6	5	5	4	
		高等学校卒			104	102	99	95	87	73	
		高専・短大卒			71	70	68	65	60	50	
		大学・大学院卒			128	125	122	116	107	90	
第3号被保険者	70-74生まれ	中学校卒	27	27	25	23	20	13			
		高等学校卒	174	169	162	149	125	84			
		高専・短大卒	113	110	105	96	81	55			
		大学・大学院卒	99	96	92	85	71	48			
	75-79生まれ	中学校卒		10	10	9	9	7	5		
		高等学校卒		185	180	172	158	133	90		
		高専・短大卒		130	126	121	111	93	63		
		大学・大学院卒		166	162	155	142	120	81		
	80-84生まれ	中学校卒			14	14	13	13	12	10	
		高等学校卒			161	158	154	147	135	114	
		高専・短大卒			102	100	97	93	85	72	
		大学・大学院卒			147	145	141	134	124	104	

出所) 筆者計算

IV. 年金制度改正案の検討

年金給付額を増額する年金制度の改正方法で実効可能な手番はほとんどない。そもそも、2004年改正で2017年4月以降の保険料の引き上げは不可能であるし(2017年4月以降の厚生年金保険の保険料率は18.3%、国民年金の保険料は16,900円)、また、そのように保険料(率)を固定するために導入されたのがマクロ経済スライドである。マクロ経済スライドはデフレ期には働かなかつたが、今後はデフレにも対応するように運用が改められる。すなわち、若年層の負担を考慮して保険料を固定したので、年金制度自体で年金給付額を増額するのは難しいことになっている。

Ⅲで見たように、複合型サービスの利用であれば、今回の試算範囲の夫婦世帯の収支も黒字であった。複合型サービスは、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問(介護)」に加えて、看護師などによる「訪問(看護)」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で介護と看護の一体的なサービスを提

供するものである（2012年の介護報酬改定から出てきた新しいサービスで、地域包括ケアの理念に沿っているサービス）。この複合型サービスを利用するには「通い」や「訪問」とあるように、利用者の住居の確保（持ち家でも賃貸でもかまわない）が前提となる。

Ⅲで実施したプロジェクトンでは、収支には住居費を織り込んでいない（基礎的消費は支出弾力性が1を超えない必要があり、住居費は選択的消費である）。我が国では長年、住居に関する事項は社会保障の領域ではなく（自治体の公営住宅による低所得者対策は古くから存在する）、ほぼ個人に任せられていた。また、年金支給額も住居費まで賄うものとは想定されてはいなかった（吉原 1987）。もちろん、国もサービス付き高齢者住宅の整備等に力を入れているが、これとて一定程度の入居費はかかる。また、持ち家がある者も、その維持費（修繕費だけではなく、固定資産税もかかる）は一定程度かかってくる。

表5 複合型サービスを利用した場合の試算年金受給額と基礎的消費の差
(月額, 円)

		①70-74年 生まれ	②75-79年 生まれ	③80-84年 生まれ	②÷①	③÷②	③÷①
2号被保険者 同士の夫婦	夫婦1	83,850	71,610	45,090	85.4%	63.0%	53.8%
	夫婦2	86,300	73,990	49,660	85.7%	67.1%	57.5%
	夫婦3	87,030	74,700	50,170	85.8%	67.2%	57.6%
	夫婦4	98,170	85,790	60,900	87.4%	71.0%	62.0%
妻3号の夫婦	夫婦5	60,280	48,430	23,300	80.3%	48.1%	38.7%
	夫婦6	63,500	51,650	29,290	81.3%	56.7%	46.1%
	夫婦7	63,550	51,700	29,320	81.4%	56.7%	46.1%
	夫婦8	65,250	53,400	31,040	81.8%	58.1%	47.6%

出所) 筆者計算

注) 夫婦世帯1 (夫: 中学校卒, 妻: 2号), 夫婦世帯2 (夫: 高等学校卒, 妻: 2号), 夫婦世帯3 (夫: 高専・短大卒, 妻: 2号), 夫婦世帯4 (夫: 大学・大学院卒, 妻: 2号), 夫婦世帯5 (夫: 中学校卒, 妻: 3号), 夫婦世帯6 (夫: 高等学校卒, 妻: 3号), 夫婦世帯7 (夫: 高専・短大卒, 妻: 3号), 夫婦世帯8 (夫: 大学・大学院卒, 妻: 3号)

では、複合型サービスを利用した場合、各世帯は年金受給額にいくらの余裕があるのだろうか。そして、この余裕で住居費を賄えるのであろうか。それには、まず、余裕を試算する必要がある。この余裕金額の計算は、表3の複合型サービスの試算年金受給額と基礎的消費の差を求めてやれば良い（試算年金受給額と基礎的消費の差がゼロになるまで支出を増やし、ゼロになった時の支出が、複合型サービスを利用したときの家計の“余裕”にあたる）。この結果は表5に示してある。

複合型サービスを利用した場合、70～74年生まれの第2号被保険者同士の夫婦世帯は8万円（夫が大学・大学院卒の場合は9万円を超える）を超える余裕がある。しかし、75～79年生まれになると、その水準は70～74年生まれと比べて85～87%程度になり、80～84年生まれになると54～62%程度に低下する。もっとも、この余裕の低下度合いが大きいのは第3号被保険者の夫婦世帯で、70～74年生まれこそ6万円を超える余裕があったが、75～79年生まれになると、その水準は70～74年生まれと比べて48～58%程度になり、80～84年

生まれになると38～47%程度にまで低下する（基礎年金の代替率の低下の影響）。こう見ると、さしあたり、第3号被保険者の低年金化が問題となって来ることになる。

縮小傾向にはあるが、わが国の男女間賃金格差は大きかったので、女性の老後生計費の確保のためには様々な施策が試みられてきた（もっとも、賃金格差を背景に婚姻のあり方や今日の税制等も成立しているという見方もできるのではあるが）。1985年改正による第3号被保険者制度の導入は専業主婦の基礎年金の受給権を確保し、2004年の年金制度改正で離別後の年金分割の制度も導入されている。

それ以前にも、1994年改正では、育児に対する支援策として、育児休業法に規定する育児休業制度を利用する者を対象として、育児休業を取得した期間について、通常この間賃金がなくなることから、厚生年金保険料の被保険者本人負担分を免除し、当該保険料免除期間について、育児休業直前の標準報酬に基づいて年金額を算定する、という配慮措置が講じられた。本来、賃金に応じた給付を行うことが報酬比例年金の原則であるが、育児支援の観点から、実態上賃金がない育児休業期間について、特例的に年金給付において配慮を加えたものである。2000年改正では、当該育児休業期間中の厚生年金保険料の事業主負担分についても免除措置がとられることとなった。また、年金機能強化法による改正後、短時間労働者（多くは女性）のうち25万人ほどが、2016年10月から新たに厚生年金保険の適用を受けることになった（①週20時間以上、②月額8.8万円以上、③勤務期間1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員501人以上という条件付きの結果）。このように、女性の年金制度の充実は、遅まきながらでも図られてきてはいる。ただし、第1号被保険者や第3号被保険者が第2号被保険者化するという厚生年金保険の適用拡大があったとしても、適用拡大の効果を賄うためにマクロ経済スライドによる年金給付削減が行われるのであれば、果たして厚生年金保険の適用拡大の意味があるのだろうかという疑問が湧いてくる（財政検証のオプション試算II-①：220万人拡大では基礎年金と報酬比例年金の代替率に変化はないので、今回の25万人増程度では代替率に与える影響はほとんどないのが実態である）。

これに対して、永瀬（2015）では基礎年金の低下分を育児経験のある女性の年金を増額する改正案を考察している。永瀬（2015）のアイディアは、年金の給付算定方法をアメリカのOASDIと同様なバンドポイント方式に改め、低所得者に手厚い給付を行い、ついで、子育て経験のある女性には付加的な年金を付けるというものであった。たしかに、低所得者対策としてバンドポイント方式は有効であるが、専業主婦をはじめとした無業の者の取り扱いや、“子育て”をした女性の優遇措置となるという批判がありうるように思われる。

V. 終わりに

図1より、2040年以降に年金を受給する夫婦世帯は特養サービスを受ける場合にかかなりの程度の資産の取り崩しが必要である。一方、住居の確保は必要であるが、複合型サービスを利用するのであれば、安定した老後は送れそうである。一方、複合型サービスを受けた場合、試算年金受給額と基礎的消費の差がゼロになるまで支出を増やし、ゼロになった

時の支出が複合型サービスを利用したときを家計の“余裕”と定義すると、その余裕は、やはり、2040年以降の第3号被保険者では小さくなることが分かった。基礎年金部分の代替率の低下の影響は大きいものと考えられる。

2004年改正で、年金制度での年金受給額を増額改定することは不可能になっている。もちろん、年金機能強化法による厚生年金保険の適用拡大は成されたが、効果は限定的である。残される改革としては、例えば年金支給開始年齢の引き上げである。仮に、支給開始年齢を要介護状態になったとき（10年程度の引き上げになる）とできるのであれば、月の年金支給額は相当程度増加できることになる。この計算は、今後の課題としたい。

参考文献

- 伊藤純（2011）「高齢者世帯の家計収支構造と生活の社会化に伴う「新家計支出」の発生状況」、『學苑』Vol.844, pp.60-74, 昭和女子大学。
- 伊藤セツ（1990）『経済学叢書 15 家庭経済学』, 有斐閣。
- 厚生労働省（2015）『平成26年財政検証結果レポート — 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（詳細版）—』
- 永瀬伸子（2015）「パートへの厚生年金の適用拡大について一年金の財政検証と適用拡大オプション試算から—」, 『年金と経済』, Vol.34, No.1
- 山本克也（2014）「2025年までの年金・賃金収入の家計維持能力」, 『生活経済学研究』Vol.39, pp.27-40
- （2016a）「現行社会保障制度に基づく非正規労働者の老後生計費問題：予備的考察」, 『社会保障研究』, Vol.1, No.2, pp.446-460, 2016
- （2016b）「団塊ジュニアの老後生計費の考察」, 『年金と経済』, Vol.35, No.3, pp.34-42, 2016
- 吉原健二（1987）『新年金法 61 年金改革・解説と資料』全国社会保険協会連合会

Examination of the Pension Policy Reform Bill using the 5th National Family Survey of Japan

Katsuya YAMAMOTO

In this study, we calculate the '70-'74 born cohort's, '75-'79 born cohort's and '80-'84 born cohort's amount of pension and observe the each of the cohorts' balance of household expenses, especially the value of the amount of pension minus the amount of basic consumption. Broadly speaking, the couple who receive the pension benefit after 2040 must demolish their substantial property for the old age living expense, when they will use the service of special elderly nursing home.

On the contrary, as the combined services will be created that integrate and provide multiple in-home and community-base services is a kind of in-home service, the No.2 insured couple must keep the housing for taking the combined services, if such couple can use the combined services, their amount of pension is enough for their living expense. Moreover, as the No.3 insured couple receives the bigger the rate of decline of the basic pension than No.2 insured couple, if No.3 insured couple use the combined services, they have very little to live on. After the 2004 pension reform, it is impossible to increase the amount of pension, we must think about different means to increase the amount of income of the low pensioner.